

相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料



職員からの電話だったのか不審だ。しかも、申請額より倍以上もある。本当に市役所

しかし、自分が申請してから間もないし、こんなに早く振り込まれるのか。

「臨時福祉給付金の5万円を振込する。××銀行の無人ATM（現金自動預払機）へキャッシュカードを持って行くように」との電話があった。



市役所職員を名乗る不審な電話が多発
「臨時福祉給付金詐欺」に
ご注意ください！

アドバイス

1. 公的機関の職員が、ATMへ行くよう指示することは絶対にありません！

公的機関の職員が、給付金等の受け取りに銀行やコンビニ等のATMへ誘導し操作をお願いしたり、手数料等の振込みを求めたりすることは絶対にありません。この事例の他にも、高齢福祉や健康保険担当等の職員を名乗り、医療費や社会保険料等の還付金手続きのためにATMへ誘導し送金させる「還付金詐欺」の相談も多く寄せられています。

※警戒が厳しい金融機関のATMではなく、操作の様子が周囲から見過ごされがちな無人の銀行ATMやコンビニ、最近では病院や市役所のATMへ誘導するケースが目立ちます。

2. ATMへ誘導されたらまずは怪しいと思い、一旦電話を切り周囲に相談を！

「期日が今日まで」「1時間以内」等と手続きをせかし、冷静に考えたり周囲に相談したりする余裕を与えません。一度支払ってしまうと、お金を取り戻すことは極めて困難となります。ATMへ誘導するなど不審な電話等があった場合には、一旦電話を切り、すぐに市役所の担当窓口や消費生活センターへご相談ください。万が一被害に遭ってしまったら、すぐに警察へ連絡を！

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

最近寄せられた [相談事例]



警察名で圧着はがきが届いたけれど本物？

**実は…被害防止のための
重要なお知らせです！**

【事例】

大阪府警察本部府民安全対策課名ではがきが届き「あなたの名前が詐欺事件の犯人グループから押収した名簿に掲載されていた」とあり、詐欺事例や被害に遭わないための心得の記載がある。本当に警察が送っているものなのか。以前のように被害に遭いたくないので対処を教えてください。

アドバイス

★大阪府警本部では、全国の警察が逮捕した詐欺事件の犯人グループから押収した名簿に記載のある大阪府民に対し、被害防止のために、

左図の啓発はがきを今年の9月から順次郵送してきます。(大阪府警察本部 生活安全部 府民安全対策課と大阪府消費生活センターの連名です)
事例の相談者宅に送付されたものは、このはがきと同じで大阪府警からのものでした。

悪質商法による被害にあわないための「あいうえお」

あ ▶▶▶ あげない
[すぐに扉を開けない]

い ▶▶▶ いりません
[[いりません]は、はっきりと]

う ▶▶▶ うまい話は要注意
[[もうかる][今ならお得]には要注意]

え ▶▶▶ えんりよなくまわりに相談
[1人で決めず、家族や知人にすぐ相談]

お ▶▶▶ おかしいと思ったら
消費生活相談窓口へ

● おかしいな、困ったなと思ったら
おのこ(お)ナビ せらふよ みんなの力
消費者ホットライン **0570-064-370**

● 警察へのご意見ご要望(苦情や事件事故等)に関する相談は
警察相談専用電話 **#9110**

● ハがきに関するお問い合わせは、内側をご覧ください。
→ここからゆっくり読んでほしいにはがきをご用意下さい。

POST CARD □□□□-□□□□

料金別納郵便 親展

【発信者】
〒540-8540 大阪市中央区大手前三丁目1番11号
大阪府警察本部生活安全部 府民安全対策課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
大阪府消費生活センター

宛先不明の場合は、警察本部に返送願います。

★このはがきのお問い合わせについては、大阪府警察本部 生活安全部 府民安全対策課 防犯活動第一係 TEL06-69943-11234 内線34462へご相談ください。

★詐欺グループが警察や公的機関を詐称してはがきを送りつけたり、警察官に成りすまして騙す手口もありますので、十分にご注意ください。

「リバウンドしない片づけ方！」

住まい方アドバイザー 近藤 典子 さん
快適な暮らしを追求する近藤流暮らしのアイデアをご提案！

参加無料
平成 27 年

3月19日(木)
14:00~15:30
メセナひらかた会館
3月2日(月)から
申込受付します



※詳細は広報ひらかた3月号や1月から配布するチラシ等でご確認ください。

平成 26 年度消費生活地域啓発

リーダー養成講座受講者募集

後を絶たない悪質商法などの消費者トラブルから身を守るため、消費者問題についての基礎知識を学習し、地域で活かしてみませんか。

【講座日程】

平成 27 年 2 月 5 日 (木) ~
3 月 12 日 (木) 毎週木曜日全 6 回
いずれも、午前 10 時から正午まで

※全日程出席可能な方対象

※受講無料

※詳しくは、広報ひらかた 1 月号、公共機関に配布している募集チラシ及びホームページでご確認ください。

悪質商法被害防止のために、「その手はくらわん」マグネット式ステッカーを作成！

(10cm×10cm 丸型)



※室内用として玄関付近や冷蔵庫等、目の付きやすいところにお貼りいただきご利用ください。ご購入の方は、消費生活センターまで！